

株 主 各 位

神戸市中央区明石町47番地  
(本社事務所 大阪市中央区瓦町三丁目3番10号)  
日本毛織株式会社  
代表取締役社長 佐藤光由

### 第179回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第179回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成22年2月24日（水曜日）午後5時55分までに到着するように、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 日 時  | 平成22年2月25日（木曜日）午前10時   |
| 2. 場 所  | 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号 兵庫県民会館 11階ホール   |
| 3. 目的事項 |  |
| 報告事項    | 1 第179期（平成20年12月1日から平成21年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに計算書類報告の件<br>2 会計監査人および監査役会の第179期（平成20年12月1日から平成21年11月30日まで）連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項    |  |
| 第1号議案   | 剰余金の処分の件   |
| 第2号議案   | 取締役8名選任の件  |
| 第3号議案   | 補欠監査役1名予選の件  |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.nikke.co.jp/>）において掲載いたしますのでご了承ください。

# 事業報告

(平成20年12月1日から  
平成21年11月30日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における経済環境は、米国金融不安に端を発した世界的規模の景況悪化のなか、企業収益の低迷や雇用情勢の悪化、個人消費の低迷など、依然として厳しい状況が続きました。また、当連結会計年度後半には、物価が持続的に下落するデフレ懸念や為替相場の急激な変動など、景気の先行きに不透明感が強まりました。

このような情勢のなか、当社グループは「ニックグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」に基づき、その初年度にあたって大幅な組織改正を実施し、経営の基本戦略が共通する6つの事業領域を編成するとともに全ての事業を「本業」と位置付けて成長発展を目指してまいりました。

衣料繊維事業におきましては、生産体制の効率化を目的にグループ会社再編を実施し、開発事業におきましては、商業施設「ニックコルトンプラザ」のリニューアルと賃貸用不動産取得による事業規模の拡大を進めてまいりました。また、エンジニアリング事業におきましては、グループ会社間での事業再編を実施してまいりました。

しかしながら、当連結会計年度の業績は経済環境の低迷に影響を大きく受け、連結売上高は825億円余（前期1,017億円弱）、連結経常利益は24億円強（前期69億円強）、連結当期純利益は8億円弱（前期40億円余）となりました。

事業の種類別セグメントの概況は以下のとおりです。

## 衣料繊維事業

衣料繊維事業は、ウール（天然繊維）を主素材とした衣料用の素材・製品の開発・製造・卸売りを行っております。

売糸は、織物用糸・編物用糸ともに産地需要の低迷による販売量の減少と原料相場の低下に伴う販売価格の下落が年初から続き、大幅な減収となりました。

学校向け制服用素材は、景況感の悪化に伴うモデルチェンジ校の減少、秋口需要の減退による販売不振、流通段階における在庫調整の影響により、微減収となりました。官公庁向け制服用素材は、官公庁の予算削減による制服更改の延期などから、減収となりました。

一般企業向け制服素材は、ファッション素材とのシナジー効果を活かした高機能・高付加価値素材がマーケットで評価され健闘しましたが、企業業績の悪化により受注件数が大幅に減少し、減収となりました。

メンズ・レディース向け素材並びに衣料製品は、市場の冷え込みが著しく、大幅な減収となりました。

海外向け事業は、アジア向け販売・欧州高級ブランド向け販売が増収となりましたが、米国向け販売は採算性を重視した物件対応を実施したため減収となり、全体では減収となりました。

以上の結果、衣料繊維事業の当連結会計年度の売上高は408億円余となりました。

## 資材事業

資材事業は、ウールから化合繊、糸から紐・フェルト・不織布・カーペットまでの開発・製造・卸売りを行っております。

産業用資材は、昨年後半から急速に需要が減退するなかで、当期の中盤から車輻・電気用資材が回復基調となり、さらに後半に入って空気清浄機用フィルターやインフルエンザ対応マスクなども活発な動きとなりましたが、前期の水準までには至らず糸・紐・フェルト・不織布とも、減収となりました。

カーペットは、業務用途向け・家庭用途向けともに回復の兆しが見られず、大幅な減収となりました。

生活用資材のうち、ラケットスポーツ用品は新企画・新商品を積極的に投入した結果、国内販売は増収となりましたが、海外販売は景況悪化や円高の影響が大きく減収となり、全体では減収となりました。釣糸は積極的な販促に努めましたが、個人消費の落ち込みなど環境は厳しく、減収となりました。

以上の結果、資材事業の当連結会計年度の売上高は133億円余となりました。

## エンジニアリング事業

エンジニアリング事業は産業向け機械、電子・電気計測器、およびその制御装置の設計・製造・販売を行っております。

設備投資関連が大きく低迷するなか、事業再編を進めるとともに好況の分野に注力し、二次電池など一定の受注を確保しましたが、全体では大幅な減収となりました。

以上の結果、エンジニアリング事業の当連結会計年度の売上高は45億円余となりました。

## 開発事業

開発事業は、ショッピングセンターなど商業施設の開発・賃貸・運営、住宅等の建設・販売、不動産管理など、「街作り」を主眼とした地域共生型の不動産開発を行っております。

商業施設運営事業は、「ニッケパークタウン」が5月に発生した新型インフルエンザの影響を受け減収となったものの、「ニッケコルトンプラザ」が5月2日にリニューアルオープンし、リニューアル期間中の専門店エリア休館の影響はありましたが、以後、入館者数および売上を順調に伸ばしたことにより、全体では増収となりました。

不動産事業は、昨今の経済環境の悪化からテナントの撤退や賃料引下げ要請などが増加したことに加え、前期では大型の宅地分譲があったため、減収となりました。

以上の結果、開発事業の当連結会計年度の売上高は78億円余となりました。

## コミュニティサービス事業

コミュニティサービス事業は、ゴルフコース・練習場、テニススクール、乗馬クラブ、カラオケ、ボウリング場などの運営、携帯電話の販売、介護事業の運営など、拠点開発による地域ニーズに対応した商品・サービスの提供を行っております。

スポーツ事業では、ゴルフ業界において男子女子ともにプロ選手が活躍するなど明るい話題が多く、ゴルフコースおよび練習場の入場者も増加傾向にありましたが、グループ会社の決算期の変更に伴い当期は10ヶ月の実績となったことから、大幅な減収となりました。

介護事業は、デイサービス事業・小規模居宅介護事業ともに利用者が順調に伸びたことにより、増収となりました。

アミューズメント事業は、カラオケ・飲食など個人消費の冷え込みが厳しく、減収となりました。

携帯電話販売事業は、割賦販売への移行から買い替えサイクルが長期化し、端末販売の低迷から、減収となりました。

以上の結果、コミュニティサービス事業の当連結会計年度の売上高は112億円強となりました。

### **生活流通事業**

生活流通事業は、毛布・寝装用品、手編毛糸、馬具・乗馬用品の製造販売、およびペット用品の製造販売とペットフードの輸入販売など、ブランディングとマーケティングのノウハウを強化した消費財の流通・小売を行っております。

毛布・寝装用品は、景気低迷のなか、消費者の生活防衛意識の高まりによる買い控えにより、減収となりました。

手編毛糸は、低価格志向の進行と競争の激化のなか、減収となりました。

馬具・乗馬用品は、海外では市場が冷え込むなかで中国・インド製の低価格製品が流入し、国内市場でも関東地域での新規乗馬クラブ関連を除けば低調な推移となったため、減収となりました。

ペット用品は、市場がシュリンクするなか、競合企業の事業縮小や撤退などにより、ほぼ前期並みとなりました。ペットフードは、消費者の低価格志向の高まりから、減収となりました。

以上の結果、生活流通事業の当連結会計年度の売上高は48億円弱となりました。

事業の種類別セグメントの売上高推移は下表のとおりです。

(単位：百万円)

区 分	第 176 期 (平成18年度)	第 177 期 (平成19年度)	第 178 期 (平成20年度)
織 維 事 業	53,076	65,903	63,482
非 織 維 事 業	28,424	36,868	38,192
合 計	81,500	102,771	101,674

(単位：百万円)

区 分	第 179 期 (平成21年度：当期)
衣 料 織 維 事 業	40,835
資 材 事 業	13,330
エンジニアリング事業	4,514
開 発 事 業	7,822
コミュニティサービス事業	11,256
生 活 流 通 事 業	4,773
合 計	82,534

(注) 前連結会計年度まで、事業区分を「繊維事業」、「非繊維事業」の2セグメントとしておりましたが、当連結会計年度より経営の基本戦略が共通する「衣料繊維事業」、「資材事業」、「エンジニアリング事業」、「開発事業」、「コミュニティサービス事業」、「生活流通事業」の6セグメントに変更することいたしました。

## 2. 設備投資、資金調達の状況

衣料繊維事業では、国内において織絨・整理工程を中心に品質および生産性向上を目的とした設備投資を実施しました。また、資材事業においてもグループ会社を中心に生産設備の新設・更新を実施しました。

開発事業では、商業施設「ニッケコルトンプラザ」において大規模リニューアルなどの設備投資を実施するとともに、事業規模の拡大を目的として賃貸用不動産を取得しました。

なお、これらの投資にかかる資金は自己資金でまかないました。

当連結会計年度は、特別な資金調達は行っておりません。

### 3. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

重要な該当事項はありません。

### 4. 他の会社の事業の譲受けの状況

重要な該当事項はありません。

### 5. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

重要な該当事項はありません。

### 6. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分 の状況

重要な該当事項はありません。

### 7. 財産および損益の状況の推移

区 分	第 176 期 (平成18年度)	第 177 期 (平成19年度)	第 178 期 (平成20年度)	第 179 期 (平成21年度：当期)
売 上 高	百万円 81,500	百万円 102,771	百万円 101,674	百万円 82,534
経 常 利 益	百万円 6,519	百万円 7,004	百万円 6,945	百万円 2,451
当 期 純 利 益	百万円 4,143	百万円 4,380	百万円 4,035	百万円 797
1株当たり当期純利益	50円23銭	53円08銭	49円22銭	9円90銭
総 資 産	百万円 138,718	百万円 137,969	百万円 126,642	百万円 116,962
純 資 産	百万円 78,115	百万円 77,825	百万円 71,538	百万円 69,875
1株当たり純資産額	929円77銭	926円56銭	870円77銭	854円35銭

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。

## 8. 対処すべき課題

当社グループは「ニッケグループ中長期ビジョン（NN120ビジョン）」の実現に向けて「NN120第1次（2009～2011）中期経営計画」を策定し、経営の基本戦略が共通する6つの事業領域を編成し、以下の施策を実行してまいります。

### <衣料繊維事業>

強みである原料から織物までの一貫生産による品質と技術を更に強化し、高品質・高付加価値・高機能商品の提供と積極的な海外展開を推進します。

### <資材事業>

裾野の広い産業資材分野での成長を目指すとともに、積極的なM&A戦略により、事業規模の拡大を目指します。

### <エンジニアリング事業>

設計能力と商品開発の強化、積極的なM&Aを推進し、事業規模拡大と収益の安定化を目指します。

### <開発事業>

グループ全体の資産の有効活用と価値向上を追求し、長期的な視点での「街作り」開発を推進することにより、資産価値の向上を図ります。

### <コミュニティサービス事業>

“コミュニティ＝地域社会”に貢献する独自の「ニッケのサービス」を創出・提供することにより、本格的なサービス事業の展開を目指します。

### <生活流通事業>

戦略的ブランディングと生活文化を創造する商材開発によりその価値を高め、規模と収益の拡大を目指します。

激変する環境のなか、当中期経営計画においては、6事業領域・全方位で、「限定せず、内向きならず、外に向かう」という方針で進めてまいります。生産性向上への改革とより顧客の満足する新しい商品・ビジネスの開発を加速するとともに、海外事業展開を積極的に実行いたします。各事業領域において重要課題を明確化することにより、業績の回復に全力を挙げてまいります。

また、企業倫理、環境活動、社会・地域貢献、内部統制環境の整備に引き続き取り組み、企業の社会的責任を果たしてまいります。



## 9. 重要な親会社および子会社の状況

### (1) 親会社

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
アカツキ商事株式会社	50 百万円	100.0 %	毛織物・製品の販売
株式会社ナカヒロ	100	62.4	毛織物・製品の販売および不動産の賃貸
佐藤産業株式会社	95	50.1	製品の販売および不動産の賃貸
大成毛織株式会社	30	100.0	毛 織 物 製 造
株式会社中日毛織	10	100.0	同 上
青島日毛織物有限公司	3.7 百万米ドル	86.5	同 上
尾州ウール株式会社	30 百万円	100.0	毛 糸 製 造
江陰日毛紡績有限公司	12 百万米ドル	60.0	同 上
アンビック株式会社	100 百万円	100.0	不織布・フェルトの製造販売
ニッケ商事株式会社	35	100.0	毛織物・製品の販売
双洋貿易株式会社	10	100.0	馬具・乗馬用品の製造販売
株式会社ジーシーシー	12	51.2	携 帯 電 話 の 販 売
株式会社ニッケ・ケアサービス	10	100.0	介 護 事 業
ニッケ不動産株式会社	30	100.0	建 設 ・ 不 動 産
株式会社ニッケ機械製作所	50	100.0	産業用機械の製造販売
株式会社テクシオ	80	87.4	電子・電気計測器の製造販売
株式会社ゴーセン	100	100.0	スポーツ用品・釣糸・産業資材の製造販売

(注) 当社の連結子会社は上記の重要な子会社17社を含め42社であり、持分法適用会社は4社であります。

## 10. 主要な事業内容

事業	主要製品または施設名
衣料繊維事業 毛糸 毛織物 衣料製品	梳毛糸（織糸・ニット糸）、紡毛糸 制服用素材（学校向け・官公庁向け・一般企業向け）、 メンズ・レディース向け素材、受託整理加工 衣料製品
資材事業	不織布、プレスフェルト、ハンマーフェルト、工業用絨、 カーペット、テニスサーフェス、スポーツ用品、釣糸、その他産業資材
エンジニアリング事業	産業用機械、電子・電気計測器
開発事業 商業施設運営 不動産	ショッピングセンター（ニッケパークタウン、ニッケコルトンプラザ） 賃貸、管理、建設、販売
コミュニティサービス事業 スポーツ 介護 通信 アミューズメント	ゴルフコース・練習場、乗馬クラブ、テニススクール、バッティングセンター 介護サービス 携帯電話販売 ボウリング場、カラオケ施設、飲食
生活流通事業 寝装品 手編糸 乗馬用品 ペット用品	毛布、ふとん 手編毛糸 乗馬用品 ペット用品、ペットフード

(注) 前連結会計年度まで、事業区分を「繊維事業」、「非繊維事業」の2セグメントとしておりましたが、当連結会計年度より経営の基本戦略が共通する「衣料繊維事業」、「資材事業」、「エンジニアリング事業」、「開発事業」、「コミュニティサービス事業」、「生活流通事業」の6セグメントに変更することといたしました。

## 11. 主要な営業所および工場

### (1) 当社

- ① 営業所 本店 (神戸市中央区) 東京支社 (東京都中央区)  
本社事務所 (大阪市中央区)
- ② 工場 印南工場 (兵庫県加古川市) 岐阜工場 (岐阜県各務原市)  
一宮工場 (愛知県一宮市)
- ③ 商業施設 ニッケパークタウン (兵庫県加古川市)  
ニッケコルトンプラザ (千葉県市川市)

### (2) 子会社

- 株式会社ナカヒロ (大阪市中央区)
- アカツキ商事株式会社 (東京都墨田区)
- 株式会社ゴーセン (大阪市中央区)
- アンビック株式会社 (兵庫県姫路市)

## 12. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
4,119名	260名減

(注) 従業員数は就業人員であり、雇用期間の定めのある者 (期中平均871名) は含んでおりません。

## 13. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	4,247 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,767
株式会社みずほ銀行	2,380
株式会社みずほコーポレート銀行	2,031

## II 会社の状況に関する事項（平成21年11月30日現在）

### 1. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 192,796,000株  
(2) 発行済株式の総数 88,478,858株  
(3) 株主数 10,288名  
(4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	7,038千株	8.73%
株 式 会 社 み ず ほ コ ー ポ レ ー ト 銀 行	3,950	4.90
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,950	4.90
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,945	4.90
帝 人 株 式 会 社	2,905	3.60
日 清 紡 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	2,763	3.43
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,183	2.71
株 式 会 社 竹 中 工 務 店	2,000	2.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,801	2.23
株 式 会 社 損 害 保 険 ジ ャ パ ン	1,690	2.10

(注) 持株比率については、自己株式（7,888,859株）を控除して算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

取締役会決議に基づき当事業年度中に取得した自己株式

- ・普通株式 330,000株
- ・取得価額の総額 211,999,000円
- ・取得理由

経済情勢の変化に対応して、経営諸施策を機動的に遂行するため。

### 2. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における取締役、その他役員の保有する新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役	谷 憲 治	取締役会議長
※取 締 役 社 長	降 井 利 光	社長執行役員
取 締 役	佐 藤 光 由	常務執行役員 研究開発センター長兼経営戦略センター長
取 締 役	瀬 野 三 郎	常務執行役員 開発事業本部長兼本店长
取 締 役	栗 原 信 邦	常務執行役員 衣料繊維事業本部長
取 締 役	丹 羽 一 彦	中央国際法律事務所代表（弁護士） 日本フェルト株式会社社外監査役 株式会社クリムゾン社外監査役
取 締 役	近 藤 定 男	
○取 締 役	雀 部 昌 吾	バンドー化学株式会社特別顧問 学校法人神戸薬科大学理事長 コナミ株式会社社外監査役
常 勤 監 査 役	松 村 博 昭	
常 勤 監 査 役	星 田 和 紘	
監 査 役	大 江 眞 幸	
○ 監 査 役	竹 村 治	

(注) 1. ※印は代表取締役であります。

- 印は平成21年2月26日開催の第178回定時株主総会において、新たに選任され就任した取締役ならびに監査役であります。
- 取締役 山本義行氏は任期満了により、平成21年2月26日開催の第178回定時株主総会の終結の時をもって退任いたしました。監査役 雀部昌吾氏は平成21年2月26日開催の第178回定時株主総会の終結の時をもって辞任いたしました。
- 当事業年度中の取締役の地位および担当等の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異動年月日
佐藤光由	取締役、常務執行役員 資材・エンジニアリング 事業管掌、製造技術担当、 東 京 支 社 長	取締役、常務執行役員 研究開発センター長 兼経営戦略センター長	平成20年12月1日
瀬野三郎	取締役、常務執行役員 財務・経営企画担当、 グッドライフ事業本部長	取締役、常務執行役員 開 発 事 業 本 部 長 兼 本 店 長	平成20年12月1日
栗原信邦	取締役、常務執行役員 衣料繊維事業管掌、 企画開発・マーケティング・ 総 務 ・ 人 事 担 当	取締役、常務執行役員 衣料繊維事業本部長	平成20年12月1日

5. 取締役 丹羽一彦、近藤定男、雀部昌吾の各氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
6. 監査役 大江眞幸、竹村 治の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
7. 決算期後の取締役の地位および担当等の異動  
平成21年12月1日付人事異動により地位および担当等が次のとおり変更となりました。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
降井利光	代表取締役社長 社長執行役員	取締役会長	平成21年12月1日
佐藤光由	取締役、常務執行役員 研究開発センター長 兼経営戦略センター長	代表取締役社長 社長執行役員	平成21年12月1日
瀬野三郎	取締役、常務執行役員 開発事業本部長 兼本部長	取締役、常務執行役員 社長補佐 経営戦略センター長 兼経営企画室長	平成21年12月1日

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	人員	報酬等の額	摘要
取締役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	130百万円 (8百万円)	平成19年2月27日開催の定時株主総会で決議された報酬限度額は取締役年額200百万円以内、監査役年額60百万円以内であります。
監査役 (うち社外監査役)	5名 (3名)	37百万円 (6百万円)	
合計	14名	167百万円	

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る取締役賞与の見込額1百万円を含んでおります。  
2. 報酬等の額には、平成21年2月26日開催の第178回定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名および辞任した監査役1名を含んでおります。

## (3) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先会社名	役職	関係
社外取締役	丹羽一彦	中央国際法律事務所	代表	当社は同事務所と顧問弁護士契約を締結しております。
		日本フェルト株式会社	社外監査役	—
		株式会社クリムゾン	社外監査役	—
	雀部昌吾	バンドー化学株式会社	特別顧問	—
		学校法人神戸薬科大学	理事長	—
		コナミ株式会社	社外監査役	—

## ②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	丹羽一彦	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外取締役	近藤定男	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、他社での経営経験に基づき発言を行っております。
社外取締役	雀部昌吾	平成21年2月26日就任後開催の取締役会10回のうち9回出席し、他社での経営経験に基づき発言を行っております。
社外監査役	大江真幸	当事業年度開催の取締役会12回すべてに出席し、また、監査役会12回すべてに出席し、他社での経営経験および監査役の経験に基づき発言を行っております。
社外監査役	竹村 治	平成21年2月26日就任後開催の取締役会10回すべてに出席し、また、監査役会10回すべてに出席し、他社での経営経験に基づき発言を行っております。

## ③責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

大阪監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| ①当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額           | 33百万円 |
| ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 33百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておりませんので、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集された株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

### Ⅲ 業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を下記のとおり決議しております。

当社は会社法および会社法施行規則に基づく「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定め、内部統制システムの更なる構築に努めるとともに、社会経済情勢等の変化に対応し、管理体制の継続的な改善と向上を図ります。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規則に取締役会付議・報告基準を制定し、当該付議・報告基準に則り会社の業務執行を決定する。
- (2) 社外取締役を招聘し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
- (3) 代表取締役からの諮問を受け、指名・報酬その他の業務を行う機関として、社外独立者が半数を占める「アドバイザリーボード」を設置する。
- (4) 取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- (5) 「企業倫理規範」「企業行動基準」を制定し、全取締役はこれを遵守することを誓約するとともに、率先してグループ全体の法令遵守を推進する。
- (6) 「リスク管理委員会」を設置し、グループ全体のコンプライアンスを含めたリスク管理体制を組織する。
- (7) 監査役および内部監査室長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録については、法令及び「取締役会規則」に則り、保存及び管理する。
- (2) グループ経営会議議事録、議案書等の職務執行に係る文書は電磁的媒体に記録し、各文書ごとに閲覧権限を与え、保存及び管理する。
- (3) 取締役の職務執行に係わる情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。



- (2) コンプライアンスリスク、品質・安全リスク、環境・災害リスク、市場リスク、信用リスク、投資リスク、カントリーリスク等の事業リスクの未然防止のため、全社横断的な組織として、「リスク管理委員会」を設置し、それぞれのリスクに対しリスク主管部門が専門的な立場からリスクの未然防止活動を実施する。
- (3) 「リスク管理委員会」の委員長に担当役員を任命し、委員長に任命された担当役員は、重大な影響を与えるリスクの予兆が発生した場合には取締役会に報告する。
- (4) 有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を招聘し、適正な取締役員数をもって構成する。
- (2) 執行役員制度を導入し、監督と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化を図る。
- (3) 代表取締役の業務執行の強化と迅速性を支援するため、執行役員、常勤監査役、各事業部門長及びグループ本社部門長等から構成されたグループ経営会議を毎月2回以上開催する。
- (4) 各事業部門長に執行役員等を任命し、毎月1回以上、事業部門経営会議を開催し、効率的な事業部門運営を行う。
- (5) 全社、事業部門毎に、中期計画、年度計画、月次計画を策定し、毎月グループ経営会議で結果をレビューし、目標達成に向けた諸施策を実行する。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「リスク管理委員会」を設置し、委員長に担当役員を任命する。また、「企業倫理規範」「企業行動基準」を定め、全従業員にハンドブックを配布し、全従業員はそれに誓約する。
- (2) 「リスク管理委員会」の下に、グループ本社部門、各事業部門及び各グループ会社に「各リスク管理委員会」を組織し、全従業員に対し周知徹底とモニタリングを行う。
- (3) 監査役および内部監査室長を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。
- (4) 「企業倫理規範」「企業行動基準」を社内イントラネット、当社ホームページに掲載し、社内、一般に公開する。

## 6. 当社及びそのグループ各社における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ各社は当社各事業部門管理下のもと統制され、経営目標に対し、毎月営業報告を作成し、定期的な経営報告会を通じて結果のレビューを行う。
- (2) 各事業部門からグループ会社に監査役を派遣し、業務の適正を確保するための体制を監査する。
- (3) コンプライアンス体制の強化として、「リスク管理委員会」の下部組織として、「各リスク管理委員会」を組織し、周知徹底を図る。
- (4) 定期的に監査役、内部監査人、会計監査人は、業務監査・会計監査を行う。

## 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を置くこととする。

## 8. 前項7の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項7の使用人は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合は、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

## 9. 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び執行役員、使用人、会計監査人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。
- (2) 監査役は取締役会の他、グループ経営会議等重要な会議へ出席し、取締役からの報告を聴取する、また重要な決裁書類等の閲覧をすることができる。
- (3) 代表取締役は監査役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を受けるなど、監査役との相互認識を深めるよう努めるものとする。
- (4) 全従業員は、社内通報窓口を利用して、直接監査役に内部通報ができる体制とする。

## IV 株式会社の支配に関する基本方針

### 1. 基本方針の内容

当社は、最終的に会社の財務および事業の方針の決定を支配するのは、株主であると考えています。

そして株主は、資本市場での株式の自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、会社の経営支配権の移転を伴う株式の買付提案に応じるか否かの最終的な判断は、株主に委ねられるべきものと考えています。

しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、

- ① 株主が適切な判断を行うために必要な情報が十分に提供されない場合
- ② 当社の経営に参加する意思はなく、単に株価を吊り上げて高値で株式を引き取らせる目的の場合
- ③ 知的財産権、ノウハウ、企業秘密、顧客等の当社の財産を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的の場合
- ④ 当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的の場合
- ⑤ 不動産や有価証券等の高額資産を処分させ、その利益で一時的な高配当をさせたり、高配当による株価急上昇の際に、株式を高値で売り抜ける目的の場合
- ⑥ 株主の判断の機会または自由を制約し、株式の売却を事実上、強要するおそれがある場合

など、その目的等から当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復し難い損害をもたらすと判断される場合があります。

当社は、このような行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。

したがって、そのような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針としています。

### 2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社グループは、グループの中長期ビジョン（NN120ビジョン）の実現に向けて、2009年度を初年度とする「NN120第1次（2009～2011）中期経営計画」を策定しております。各事業領域において重要課題を明確化し、業績の回復に全力を挙げ、企業価値および株主共同の利益の向上に取り組んでまいります。株主還元策につきましては、株主の利益を重要な課題の一つと考え経営に取り組み、配当を30年以上にわたり無配・減配することなく実施してまいりました。今後も当社株式を継続的に安心して保有いただけるよう努めてまいります。

コーポレートガバナンスへの取り組みにつきましては、常に株主利益の立場に立ち「経営監視の仕組み」と「最適な経営者を選定する仕組み」を構築することを企業統治の主眼としており、取締役会議長を代表権のない取締役とし、取締役の任期を1年としております。また、アドバイザリーボードを設置し、指名・報酬に関わる業務を確立するとともに、社外の識者からの経営監視ならびに経営アドバイスを取り入れる仕組みを導入しております。その他、執行役員制度の導入、社外取締役の招聘、買収防衛策の合理性・公正さを確保するため特別委員会を設置するなどの取り組みを行い、企業の透明性と経営の効率性を高めるとともに社会全体から高い信頼を得るべく、更なる強化充実に努めております。

社会的責任につきましては、企業が持続的に成長し発展していくためには「誠実な経営」であることとコンプライアンスレベルを超えて「倫理的に行動すること」が不可欠であるとの認識のもと、全社員が法と社会規範を常に遵守し企業市民としての責任を果たすとともに、高い企業倫理を維持していくことが企業使命であると考えております。また、「地球環境の保全」を企業経営における重要課題の一つと位置づけ、2008年までに当社の製造事業所全てと9つのグループ会社において環境管理システムの国際規格である「ISO14001」を認証取得しております。CO<sub>2</sub>削減を目指すべく「省エネルギー・温暖化防止」「省資源・リサイクル促進」「環境汚染防止」をテーマとした環境保全にも取り組んでおります。

当社グループは、以上のような取り組みを実施することにより、引き続き持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成21年2月26日開催の第178回定時株主総会において、株主の承認を受け「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続導入いたしました。本プランは、大規模買付行為に対して一律に対抗措置を発動するものではなく、株主共同の利益および企業価値の確保・向上の観点から大規模買付行為に応じるか否かの最終的な判断を適切に行うことができるために、大規模買付者ならびに当社取締役会から必要十分な情報が提供され、更には十分な熟慮期間が確保されるよう、大規模買付ルールを定めております。

#### (1) 本プランが対象とする大規模買付行為

当社が発行する株券等について保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付行為

## (2) 本プランの概要

### ① 大規模買付ルールの概要

#### (i) 大規模買付者に対する情報提供の要請

買付行為に先立ち、当社取締役会は大規模買付者に対し、株主の皆様への判断および当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（大規模買付情報）の提供を要請します。

#### (ii) 取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了した後、90日を上限として設定した取締役会評価期間において、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、取締役会としての意見等を取りまとめ、たうえで株主の皆様へ公表します。なお、大規模買付行為は、当該評価期間後のみ開始されるべきものとします。

### ② 大規模買付行為がなされた場合の対応

#### (i) 大規模買付ルールが遵守されない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、その責任において企業価値および株主共同の利益の維持・向上を目的として、新株予約権の無償割当てその他法令および当社定款が取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決議します。

#### (ii) 大規模買付ルールが遵守された場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として対抗措置の発動を行いません。

ただし、当該大規模買付が本プランに定める類型に該当し、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復しがたい損害をもたらすものと認められる場合には、当社取締役会は対抗措置を発動する決議をすることがあります。なお、その決議に先立ち、当社取締役会は、その判断の合理性および公正性を担保するために、特別委員会に対して対抗措置を講じることの是非について諮問します。特別委員会は当該大規模買付が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく毀損するものであるか否かについて十分検討し、当社取締役会に対して対抗措置の発動・不発動の勧告を行います。また、特別委員会が、株主の意思を確認すべき旨を当社取締役会に勧告した場合、当社取締役会は、原則として株主意識確認総会における株主投票または書面投票のいずれかを選択して実施いたします。

当社取締役会は、善管注意義務に従い、その責任により特別委員会からの勧告、株主意識確認総会または書面投票の決定を最大限尊重し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点からすみやかに対抗措置を発動するか否かを決議します。

#### 4. 前記取り組みが基本方針に従い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由

##### (1) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、必要な情報や期間を確保し、あるいは当社取締役会が代替案を提示したり買付者と交渉すること等を可能にすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し向上させるという目的をもって導入しております。したがって、本プランの目的に反して、株主の利益を向上させる買収を阻害する等、経営陣の保身を図ることを目的として本プランが利用されることはありません。

##### (2) 恣意的な対抗措置発動の防止

当社は、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行うため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役、社外監査役を中心に構成された「特別委員会」を設置します。また、本プランは合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されているため、当社取締役会による恣意的な発動を防止し、透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

##### (3) 株主意思の反映

本プランは株主総会において、株主の皆様により導入の決議がなされたことに基づき発効したものであります。なお、本プランには有効期間を3年間とするサンセット条項を付しておりますが、その期間内に本プランを廃止する旨の株主総会決議、取締役会決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、当社取締役の任期は1年ですので、取締役の選任を通じて株主の意思を反映することが可能となっております。このように、本プランはデッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではなく、本プランの導入および廃止には株主の意思が十分反映される仕組みとなっております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(平成21年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
[資産の部]		[負債の部]	
<b>流 動 資 産</b>	<b>60,427</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>30,393</b>
現金及び預金	12,181	支払手形及び買掛金	8,719
受取手形及び売掛金	21,097	短期借入金	13,765
有価証券	2,396	1年以内に償還予定の社債	868
商品及び製品	14,602	未払法人税等	657
仕掛品	5,334	その他	6,383
原材料及び貯蔵品	1,787		
繰延税金資産	1,531	<b>固 定 負 債</b>	<b>16,693</b>
その他	1,612	社債	515
貸倒引当金	△116	長期借入金	2,240
<b>固 定 資 産</b>	<b>56,534</b>	繰延税金負債	1,104
<b>有形固定資産</b>	<b>36,158</b>	退職給付引当金	3,083
建物及び構築物	24,410	役員退職慰労引当金	74
機械装置及び運搬具	4,684	長期預り敷金・保証金	8,920
土地	6,390	その他	755
建設仮勘定	103	<b>負 債 合 計</b>	<b>47,087</b>
その他	569		
<b>無形固定資産</b>	<b>438</b>	[純資産の部]	
のれん	43	<b>株 主 資 本</b>	<b>67,760</b>
その他	395	資本金	6,465
<b>投資その他の資産</b>	<b>19,938</b>	資本剰余金	4,542
投資有価証券	12,844	利益剰余金	61,077
長期貸付金	242	自己株式	△4,324
破産更生債権等	609	<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,091</b>
長期前払費用	103	その他有価証券評価差額金	1,427
前払年金費用	5,050	繰延ヘッジ損益	△0
繰延税金資産	541	為替換算調整勘定	△334
その他	1,199	<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>1,022</b>
貸倒引当金	△651		
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>69,875</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>116,962</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>116,962</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

# 連 結 損 益 計 算 書

(平成20年12月1日から  
平成21年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		82,534
売上原価		64,281
売上総利益		18,252
販売費及び一般管理費		15,453
営業外利益		2,799
営業外収入	430	
受取利息及び配当金	386	816
その他		
営業外費用	316	
支払利息	848	1,164
その他		
特別利益		2,451
現金受贈	115	
固定資産売却益	1,125	
投資有価証券売却益	3	1,244
特別損失		
たな卸資産評価損	801	
固定資産売却損	23	
投資有価証券売却損	3	
投資有価証券評価損	53	
関係会社株式評価損	4	
減損	26	
事業構造改善費用	506	
店舗リニューアル費用	824	2,244
税金等調整前当期純利益		1,451
法人税、住民税及び事業税	931	
法人税等調整額	△313	617
少数株主利益		36
当期純利益		797

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。



## 連結株主資本等変動計算書

(平成20年12月1日から  
平成21年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年11月30日残高	6,465	4,542	61,760	△4,094	68,675
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△1,454	-	△1,454
当期純利益	-	-	797	-	797
自己株式の取得	-	-	-	△239	△239
自己株式の処分	-	△0	-	9	8
連結範囲の変動	-	-	△64	-	△64
持分法適用範囲の変動	-	-	52	-	52
在外子会社の会計処理変更に伴う減少	-	-	△15	-	△15
連結会計年度中の変動額合計	-	△0	△683	△230	△914
平成21年11月30日残高	6,465	4,542	61,077	△4,324	67,760

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				少 数 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
平成20年11月30日残高	1,914	△26	△73	1,814	1,048	71,538
連結会計年度中の変動額						
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の 変動額(純額)	△487	26	△261	△722	△25	-
連結会計年度中の変動額合計	△487	26	△261	△722	△25	△1,663
平成21年11月30日残高	1,427	△0	△334	1,091	1,022	69,875

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数 42社

主要な連結子会社の名称

アカツキ商事㈱、㈱ナカヒロ、佐藤産業㈱、大成毛織㈱、㈱中日毛織、青島日毛織物有限公司、尾州ウール㈱、江陰日毛紡績有限公司、アンビック㈱、ニッケ商事㈱、双洋貿易㈱、㈱ジーシーシー、㈱ニッケ・ケアサービス、ニッケ不動産㈱、㈱ニッケ機械製作所、㈱テクシオ、㈱ゴーセン

##### ② 非連結子会社の数 15社

主要な非連結子会社の名称

㈱金山商店ほか

いずれも総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）からみて、小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので連結の範囲から除外している。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した非連結子会社の数 1社

ニッケポートフィリップスカーリング社

##### ② 持分法を適用した関連会社の数 3社

持分法を適用した主要な関連会社の名称

㈱ニッターファミリーほか

##### ③ 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

㈱金山商店、烟台双洋体育用品有限公司ほか

いずれも連結純損益（持分に見合う額）及び連結利益剰余金（持分に見合う額）からみて、小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼさないので持分法の適用から除外している。

#### (3) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの…株式については期末日前1ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの…移動平均法による原価法

デリバティブ …時価法

たな卸資産

製品、商品、原材料、貯蔵品…主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

仕掛品 …総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

#### (会計方針の変更)

当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更している。この結果、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度の営業利益及び経常利益が109百万円、税金等調整前当期純利益が911百万円それぞれ減少している。

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

国内会社は主として定率法によっている。ただし、平成10年度下半期以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっている。

在外会社は定額法によっている。

(追加情報)

当社及び国内連結子会社の機械装置については、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より耐用年数の見直しを実施した。これにより、営業利益が188百万円、経常利益及び税金等調整前当期純利益が199百万円減少している。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

#### ③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金…債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理することとしている。

役員退職慰労引当金…連結子会社の役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上している。

#### ④ 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用している。また、連結会社間取引をヘッジ対象としている為替予約取引については、時価評価を行い、評価差額を当連結会計年度の損益として処理している。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約

通貨オプション

金利スワップ取引

(ヘッジ対象)

製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引

外貨建予定取引

借入金

#### ヘッジ方針

通常の営業過程における外貨建実需取引の為替相場変動リスクを軽減する目的で為替予約・通貨オプション取引を行っている。また、借入金に係る金利変動リスクを軽減する目的で金利スワップ取引を行っている。

#### ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略している。

⑤ 消費税等の会計処理

税抜方式によっている。

⑥ のれんの償却に関する事項

のれんは、原則として5年間で均等償却することとしている。

(4) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については部分時価評価法を採用している。

## 2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更

### (1) 会計処理の変更

① 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」の適用

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告第18号）を適用し、連結決算上必要な修正を行っている。この結果、従来の方法によった場合に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が20百万円それぞれ減少している。また、期首の利益剰余金から15百万円を減算したことに伴い、利益剰余金が同額減少している。

② リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっている。なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。この変更による損益に与える影響はない。

### (2) 表示方法の変更

#### 連結貸借対照表関係

前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記している。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「商品及び製品」「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ17,668百万円、7,037百万円、2,407百万円である。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産	
担保に供している資産	
定期預金	14百万円
建物	134百万円
土地	198百万円
工場財団	504百万円
投資有価証券	543百万円
担保権によって担保されている債務	
長期借入金	1,765百万円
短期借入金	2,852百万円
長期預り敷金・保証金	193百万円
預り保証金	48百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	75,550百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 88,478,858株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年2月26日 定時株主総会	普通株式	809	10	平成20年11月30日	平成21年2月27日
平成21年7月10日 取締役会	普通株式	644	8	平成21年5月31日	平成21年8月21日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年2月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	805	10	平成21年11月30日	平成22年2月26日

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	854円	35銭
(2) 1株当たり当期純利益	9円	90銭

## 6. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成21年12月16日に当社が所有する固定資産の譲渡を行った。

### (1) 譲渡の理由

立地特性を考慮し、遊休土地を売却することとした。

### (2) 譲渡資産の内容

①所在地 千葉県市川市鬼高2丁目1415番1他

②譲渡資産の種類 土地 2,203.06㎡、構築物

③現況 駐車場跡地

### (3) 譲渡価額等

①譲渡価額 386百万円

②固定資産売却益 370百万円

### (4) 譲渡の日程

①売買契約締結 平成21年12月16日

②物件引渡期日 平成21年12月16日

# 貸 借 対 照 表

(平成21年11月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>36,778</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>14,071</b>
現金及び預金	6,778	支払手形	442
受取掛金	1,350	買掛金	1,470
売掛金	10,162	短期借入金	5,514
有価証券	2,396	未払金	1,877
商品及び製品	5,689	未払費用	1,228
仕掛品	3,387	未払法人税等	379
原材料及び貯蔵品	876	預り金	2,392
繰延税金資産	683	その他	766
短期貸付金	4,195	<b>固 定 負 債</b>	<b>13,797</b>
前払費用	6	長期借入金	2,125
その引当金	1,264	繰延税金負債	938
<b>固 定 資 産</b>	<b>53,709</b>	退職給付引当金	1,732
<b>有形固定資産</b>	<b>26,892</b>	長期預り敷金・保証金	8,511
建物	18,932	その他	490
構築物	2,291	<b>負 債 合 計</b>	<b>27,869</b>
機械及び装置	2,037		
車両運搬具	11	<b>[純資産の部]</b>	
工具及び備品	184	<b>株 主 資 本</b>	<b>61,177</b>
土地	3,415	資本金	6,465
建設仮勘定	18	資本剰余金	5,104
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>119</b>	資本準備金	5,064
ソフトウェア	82	その他資本剰余金	39
その他	36	自己株式処分差益	39
<b>投資その他の資産</b>	<b>26,697</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>53,932</b>
投資有価証券	12,145	利益準備金	1,616
関係会社株	5,145	その他利益剰余金	52,315
出資	11	損失補填準備積立金	680
関係会社出資	2,107	配当引当積立金	930
長期貸付金	4,380	従業員退職給与基金	1,466
破産・更生債権	374	圧縮記帳積立金	1,763
長期前払費用	17	別途積立金	37,950
前払年金	5,050	繰越利益剰余金	9,526
その引当金	440	<b>自 己 株 式</b>	<b>△4,324</b>
貸倒引当金	△2,875	評価・換算差額等	1,441
投資損失引当金	△100	その他有価証券評価差額金	1,433
		繰延ヘッジ損益	8
<b>資 産 合 計</b>	<b>90,487</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>62,618</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>90,487</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

# 損 益 計 算 書

(平成20年12月1日から  
平成21年11月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		33,103
売上原価		26,165
売上総利益		6,937
販売費及び一般管理費		4,701
営業利益		2,236
営業外収入		
受取利息及び配当金	816	
その他	193	1,010
営業外費用		
支払利息	141	
その他	422	563
特別利益		2,682
現金受贈	115	
固定資産売却益	1,125	
投資有価証券売却益	3	
関係会社株式売却益	935	2,180
特別損失		
たな卸資産評価損	603	
投資有価証券売却損	3	
投資有価証券評価損	35	
関係会社株式評価損	4	
関係会社出資金評価損	220	
関係会社貸倒引当金繰入	906	
構造改善費用	336	
店舗リニューアル費用	824	2,935
税引前当期純利益		1,927
法人税、住民税及び事業税	701	
法人税等調整額	△106	594
当期純利益		1,332

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。



## 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(平成20年12月1日から  
平成21年11月30日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計
			自己株式処分差益	
平成20年11月30日残高	6,465	5,064	38	5,103
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	0	0
積立金の積立	-	-	-	-
積立金の取崩	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0
平成21年11月30日残高	6,465	5,064	39	5,104

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
		損失補填 準備積立金	配当引当 積立金	従業員退職 給与基金	圧縮記帳 積立金	圧縮特別勘定 積立金
平成20年11月30日残高	1,616	680	930	1,466	886	467
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-
当期純利益	-	-	-	-	-	-
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-
積立金の積立	-	-	-	-	937	22
積立金の取崩	-	-	-	-	△60	△490
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	877	△467
平成21年11月30日残高	1,616	680	930	1,466	1,763	-

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
	別途積立金	繰越利益 剰余金			
平成20年11月30日残高	37,950	10,057	54,053	△4,090	61,532
事業年度中の変動額 剰余金の配当	-	△1,454	△1,454	-	△1,454
当期純利益	-	1,332	1,332	-	1,332
自己株式の取得	-	-	-	△239	△239
自己株式の処分	-	-	-	5	6
積立金の積立	-	△960	-	-	-
積立金の取崩	-	550	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	△531	△121	△234	△354
平成21年11月30日残高	37,950	9,526	53,932	△4,324	61,177

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
平成20年11月30日残高	1,927	△22	1,905	63,437
事業年度中の変動額 株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	△494	30	△464	-
事業年度中の変動額合計	△494	30	△464	△819
平成21年11月30日残高	1,433	8	1,441	62,618

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…株式については期末日前1ヶ月の市場価格の平均等、それ以外については期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの…移動平均法による原価法

##### ②デリバティブ …時価法

##### ③たな卸資産

製品、原材料、貯蔵品…移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

仕掛品 …総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

（会計方針の変更）

当事業年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号）を適用し、評価基準については、原価法から原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）に変更している。この結果、従来の方法によった場合に比べて、当事業年度の税引前当期純利益が603百万円減少している。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定率法によっている。ただし、平成10年度下半期以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっている。

（追加情報）

当社の機械装置については、法人税法の改正に伴い、当事業年度より耐用年数の見直しを実施した。これにより、営業利益が98百万円、経常利益及び税引前当期純利益が109百万円減少している。

##### ②無形固定資産

定額法によっている。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっている。

#### (3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金…債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

- ②退職給付引当金…従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。  
 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理することとしている。
- ③投資損失引当金…関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態を勘案し、必要額を計上している。
- (4) ヘッジ会計の方法  
 ヘッジ会計の方法  
 繰延ヘッジ処理を採用している。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用している。
- ヘッジ手段とヘッジ対象
- |          |   |
|----------|---|
| (ヘッジ手段)  | (ヘッジ対象)                                 |
| 為替予約     | 製品輸出による外貨建売上債権、原材料輸入による外貨建買入債務及び外貨建予定取引 |
| 金利スワップ取引 | 借入金                                     |
- ヘッジ方針  
 通常の営業過程における外貨建実需取引の為替相場変動リスクを軽減する目的で為替予約取引を行っている。また、借入金に係る金利変動リスクを軽減する目的で金利スワップ取引を行っている。
- ヘッジ有効性評価の方法  
 ヘッジ手段及びヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を相殺するものと想定することができるため、ヘッジ有効性の判定は省略している。
- (5) 消費税等の会計処理  
 税抜き方式によっている。

## 2. 会計方針の変更

### (1) リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用している。なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用している。この変更による損益に与える影響はない。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保提供資産	
担保に供している資産	
工場財団（一宮）	317百万円
工場財団（岐阜）	187百万円
投資有価証券	543百万円
担保権によって担保されている債務	
長期借入金	1,765百万円
短期借入金	912百万円
長期預り敷金・保証金	193百万円
預り保証金	48百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	59,847百万円
(3) 保証債務	
金融機関からの借入金	70百万円
他社の営業債権に対する保証額	30百万円
(4) 関係会社に対する短期金銭債権	11,183百万円
関係会社に対する長期金銭債権	4,533百万円
関係会社に対する短期金銭債務	2,793百万円
関係会社に対する長期金銭債務	14百万円

### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	11,744百万円
仕入高	4,271百万円
営業取引以外の取引高	503百万円

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数 普通株式 7,888,859株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産	
たな卸資産評価損	409百万円
未払事業税	51百万円
その他	223百万円
繰延税金資産合計	<u>683百万円</u>

(2) 固定負債

繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	1,197百万円
その他有価証券評価差額金	851百万円
前払年金費用	1,433百万円
その他	54百万円
繰延税金負債合計	<u>3,537百万円</u>

繰延税金資産

退職給付引当金	△861百万円
貸倒引当金	△1,199百万円
投資有価証券評価損	△369百万円
その他	△459百万円
繰延税金資産小計	<u>△2,890百万円</u>
評価性引当金	291百万円
繰延税金資産合計	<u>△2,598百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>938百万円</u>

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) 当事業年度の末日におけるリース物件の取得原価相当額	216百万円
(2) 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	150百万円
(3) 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	66百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記  
子会社等

(単位：百万円)

属性	名称	議決権 所有割合 (%)	関係内容		取引 内容	取引 金額	科目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	アカツキ商 事㈱	100.00	有	当社毛織物 の販売 当社建物を 賃貸	毛織物の販売	4,903	売掛金	3,148
子会社	㈱ナカヒロ	62.42	有	当社毛織物 の販売 運転資金の 融資	毛織物の販売	4,679	売掛金	2,607
					グループ金融 (貸付)	△500 —	短期貸付金 長期貸付金	100 1,100
子会社	ニッケ不動産㈱	100.00	有	当社土地建 物の管理 余剰資金の 預り 当社建物を 賃貸	グループ金融 (預り)	△940	預り金	850
					関係会社株式 の売却 売却代金 売却益	1,000 935	—	—
子会社	㈱ゴーセン	100.00	有	運転資金の 融資	グループ金融 (貸付)	△50 △300	短期貸付金 長期貸付金	1,350 600
子会社	ニッケベッ トケア㈱	100.00	有	運転資金の 融資 当社建物を 賃貸	グループ金融 (貸付)	△223 283	短期貸付金 長期貸付金 (注5)	241 1,231
子会社	㈱テクシオ	87.40	有	運転資金の 融資	グループ金融 (貸付)	993 656	短期貸付金 長期貸付金 (注5)	1,057 1,242

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれている。
2. 毛織物の販売については、市場価格を勘案し、每期交渉の上、決定している。
3. グループ金融について、貸付及び預りに伴う利息は市場金利を勘案し決定している。
4. グループ金融については、反復取引であるため、取引金額は当事業年度における純増減額を記載している。
5. 関係会社への貸倒懸念債権に対し、合計2,473百万円の貸倒引当金を計上している。また、当事業年度において合計939百万円の貸倒引当金繰入額を計上している。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	777円	00銭
(2) 1株当たり当期純利益	16円	54銭

10. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成21年12月16日に当社が所有する固定資産の譲渡を行った。

(1) 譲渡の理由

立地特性を考慮し、遊休土地を売却することとした。

(2) 譲渡資産の内容

①所在地	千葉県市川市鬼高2丁目1415番1他
②譲渡資産の種類	土地 2,203.06㎡、構築物
③現況	駐車場跡地

(3) 譲渡価額等

①譲渡価額	386百万円
②固定資産売却益	370百万円

(4) 譲渡の日程

①売買契約締結	平成21年12月16日
②物件引渡期日	平成21年12月16日



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成22年1月12日

日本毛織株式会社

取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 宮本 富雄 ㊞

代表社員 業務執行社員 公認会計士 洲崎 篤史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本毛織株式会社の平成20年12月1日から平成21年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本毛織株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に記載の通り、棚卸資産の評価に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により連結計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成22年1月12日

日本毛織株式会社

取締役会 御中

大阪監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 宮本 富雄 ㊞

代表社員 業務執行社員 公認会計士 洲崎 篤史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本毛織株式会社の平成20年12月1日から平成21年11月30日までの第179期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

重要な会計方針に係る事項に記載の通り、棚卸資産の評価に関する会計基準を適用しているため、当該会計基準により計算書類を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年12月1日から平成21年11月30日までの第179期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針・職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人である大阪監査法人（以下「会計監査人」という）からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針・職務の分担等に従い、取締役・内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び大阪監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年1月14日

日本毛織株式会社 監査役会

常勤監査役 松村 博 昭 ㊟

常勤監査役 星田 和 紘 ㊟

社外監査役 大江 眞 幸 ㊟

社外監査役 竹村 治 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、一貫して株主様の利益を最も重要な課題のひとつと考え、経営にあたっております。配当につきましては、株主様のご期待に応えるため、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金10円（総額805,899,990円）といたします。

（注）中間配当を含めた当事業年度年間配当は、1株につき金18円（総額1,450,682,534円）となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成22年2月26日

## 第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（8名）が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	降井利光 (昭和19年3月19日生)	昭和41年4月 当社入社 平成9年2月 当社取締役財務部長 平成13年2月 当社常務取締役 社長補佐（管理担当、人事労務委員長）、東京支社長 平成16年2月 当社取締役社長 平成18年2月 当社取締役社長、社長執行役員 平成21年12月 当社取締役会長（現任）	74,000株
2	佐藤光由 (昭和23年6月8日生)	昭和46年4月 当社入社 平成15年2月 当社取締役紡績事業本部製造部長兼一宮工場長 平成16年2月 当社取締役経営企画室長 平成18年2月 当社取締役、執行役員 経営企画室長 平成19年2月 当社取締役、常務執行役員 製造技術管掌（技術統括委員長、地球環境委員長）、東京支社長 平成20年2月 当社取締役、常務執行役員 資材・エンジニアリング事業管掌、製造技術担当、東京支社長 平成20年12月 当社取締役、常務執行役員 研究開発センター長兼経営戦略センター長 平成21年12月 当社取締役社長、社長執行役員（現任）	39,000株
3	瀬野三郎 (昭和24年1月18日生)	昭和48年4月 当社入社 平成19年2月 当社執行役員 グッドライフ事業本部長 平成20年2月 当社取締役、常務執行役員 財務・経営企画担当、グッドライフ事業本部長 平成20年12月 当社取締役、常務執行役員 開発事業本部長兼本店長 平成21年12月 当社取締役、常務執行役員 社長補佐、経営戦略センター長兼経営企画室長（現任）	35,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	栗原 信邦 (昭和25年5月16日生)	昭和48年4月 当社入社 平成20年2月 当社取締役、常務執行役員 衣料繊維事業管掌、企画開発・マーケティング・総務・人事担当 平成20年12月 当社取締役、常務執行役員 衣料繊維事業本部長 (現任)	28,000株
5	犬伏 康郎 (昭和26年2月5日生)	昭和48年4月 当社入社 平成14年2月 当社一宮工場副工場長兼テキスタイル事業本部製造部長 平成16年10月 当社印南工場長 平成17年12月 当社ユニフォーム事業本部製造部長 平成18年2月 当社ユニフォーム事業本部副本部長兼製造部長 平成19年11月 当社技術開発部長兼技術研究所長 平成20年2月 当社執行役員 技術開発部長 平成20年12月 当社執行役員 衣料繊維事業本部副本部長 平成21年12月 当社執行役員 研究開発センター長 (現任)	21,000株
6	丹羽 一彦 (昭和20年9月16日生)	昭和46年7月 弁護士登録 湯浅・坂本法律特許事務所入所 平成9年4月 中央国際法律事務所開設 同事務所代表 (現任) 平成10年4月 株式会社クリムゾン社外監査役 (現任) 平成13年6月 日本フェルト株式会社社外監査役 (現任) 平成18年2月 当社社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 中央国際法律事務所代表 日本フェルト株式会社社外監査役 株式会社クリムゾン社外監査役	5,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
7	近藤 定男 (昭和13年1月18日生)	昭和35年4月 東京三洋電機株式会社入社 平成5年2月 三洋電機株式会社取締役 平成10年6月 同社取締役社長 平成12年11月 同社取締役 平成16年2月 当社社外監査役 平成17年11月 三洋電機株式会社相談役 平成18年7月 同社常任顧問 (平成19年6月 同社退任) 平成19年2月 当社社外取締役(現任)	3,000株
8	雀部 昌吾 (昭和4年7月3日生)	昭和27年3月 阪東調帯護謨株式会社入社 昭和49年5月 バンドー化学株式会社取締役 昭和63年6月 同社取締役社長 平成10年6月 同社取締役会長 平成18年6月 同社相談役 学校法人神戸薬科大学理事長(現任) 平成19年2月 当社社外監査役 平成19年6月 コナミ株式会社社外監査役(現任) 平成21年2月 当社社外取締役(現任) 平成21年8月 バンドー化学株式会社特別顧問(現任) (重要な兼職の状況) バンドー化学株式会社特別顧問 学校法人神戸薬科大学理事長 コナミ株式会社社外監査役	10,000株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 丹羽一彦氏、近藤定男氏および雀部昌吾氏は、社外取締役の要件を満たした社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由について
- ①丹羽一彦氏については、法律に精通した弁護士としての経験を通じて、取締役会の監督機能とコンプライアンスの強化を引き続き行っていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって4年となります。
- ②近藤定男氏については、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会の監督を引き続き行っていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって3年となります。
- ③雀部昌吾氏については、他の会社の経営経験があり、独立的な立場から取締役会の監督を引き続き行っていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会の終結の時をもって1年となります。



4. 社外取締役との責任限定契約について  
当社は、社外取締役候補者である丹羽一彦氏、近藤定男氏および雀部昌吾氏との間で、責任限定契約を締結しております。なお、各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。  
その契約内容の概要は次のとおりであります。
  - ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 丹羽一彦氏が社外監査役として在任している株式会社クリムゾンにおいて、平成18年1月期および平成19年1月期に不適切な会計処理があったとして、同社は平成19年11月に有価証券報告書および半期報告書の訂正報告書を提出しました。金融庁は同社の平成18年1月期有価証券報告書、平成18年7月中間期半期報告書および平成19年1月期有価証券報告書に虚偽の記載があったとして、平成20年6月に同社に対して課徴金納付命令を出しました。同氏は、社外監査役としてコンプライアンスの周知徹底を図ってまいりましたが、上記事実の判明後は、事実調査と改善策の構築に尽力し再発防止のための提言をしました。
6. 近藤定男氏が取締役として在任していた三洋電機株式会社において、平成13年3月期から平成19年3月期までの間に不適切な会計処理があったとして、同社は平成19年12月に有価証券報告書および半期報告書の訂正報告書を提出しました。金融庁は同社の平成17年9月中間期半期報告書に虚偽の記載があったとして、平成20年1月に同社に対して課徴金納付命令を出しました。

### 第3号議案 補欠監査役1名予選の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。また、補欠監査役の予選の効力は、次期定時株主総会の開催の時までの間となります。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

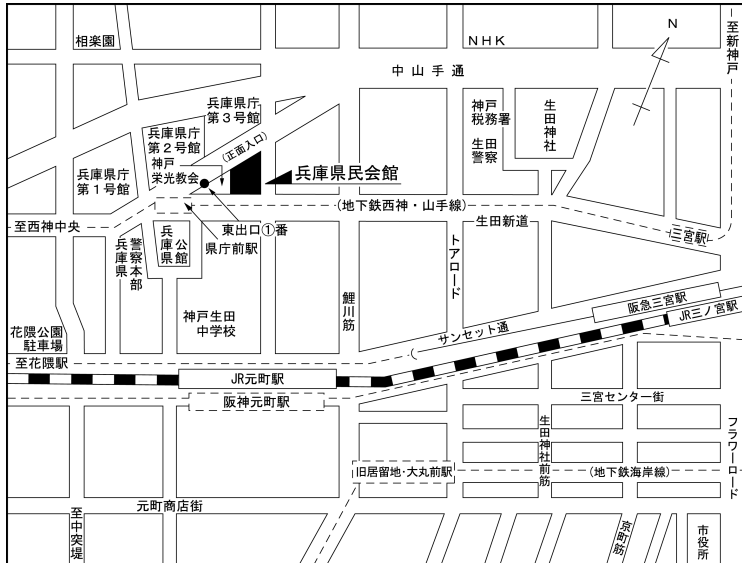
氏名 (生年月日)	略歴、地位、重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
荒尾幸三 (昭和21年1月20日生)	昭和46年7月 弁護士登録 中筋義一法律事務所（現中之島中央法律事務所）入所（現任） 平成18年2月 当社補欠監査役（現任）	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 荒尾幸三氏は、社外監査役の要件を満たした補欠監査役候補者であります。
3. 補欠監査役候補者の選任理由について  
荒尾幸三氏は、法律に精通した弁護士としての経験を通じて、独立的な立場から適確な監査を行っていただきたいため、補欠監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏の補欠監査役就任期間は本総会の終結の時をもって4年となります。
4. 法令に定める監査役の員数を欠き、荒尾幸三氏が社外監査役として就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

MEMO

## 株主総会会場のご案内



会場 神戸市中央区下山手通四丁目16番3号

兵庫県民会館 11階ホール

最寄駅 地下鉄西神・山手線県庁前駅より 徒歩で約2分（東出口①番）

JR元町駅、阪神元町駅より 徒歩で約7分

JR三ノ宮駅、阪急三宮駅より 徒歩で約15分